

第 176 回 役員 会 議 事 録 (要 録)

平成 25. 3. 26 (火) 15:00 ~ 15:26

場 所 : 法人本部棟 5F3 会議室

出席者	浅原, 上, 岡本, 茶山, 平野 以上役員 5名
欠席者	坂越, 土屋
オブザーバー	西口, 間田, 川崎, 富永, 平川, 竹内, 河村

(議事)

1. 広島大学型テニユア・トラック制度の導入について ----- 別紙 1
(学長提案・説明)

第 101 回教育研究評議会 (25. 3. 12 開催) において承認された, 「広島大学型テニユア・トラック制度」の導入について提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認した。

また, テニユア・トラック制に関し必要な事項を定めるための広島大学のテニユア・トラック制に関する規則の制定について, 各地区事業場の過半数代表者及び過半数組合との意見聴取の結果等も踏まえて提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり本日付けで制定し, 平成 25 年 4 月 1 日から施行することを承認した。

2. 就業規則及び関連規則の改正について ----- 別紙 2
(平野理事 (財務・総務担当) 提案・説明)

給与の支給減額期間における緩和措置並びに平成 25 年度に向けた人事制度の改正に伴う就業規則及び関連規則の改正について, 各地区事業場の過半数代表者及び過半数組合との意見聴取の結果等も踏まえて提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり本日付けで改正し, 平成 25 年 4 月 1 日から施行することを承認した。

3. 広島大学リスクマネジメント基本規則の制定について ----- 別紙 3
(平野理事 (財務・総務担当) 提案・説明)

構成員等の安全確保を図るとともに, 社会的な責任を果たすために本学が取り組むリスクマネジメント体制の基本的事項を定めるための広島大学リスクマネジメント基本規則の制定について提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり本日付けで制定し, 平成 25 年 4 月 1 日から施行することを承認した。

4. 広島大学災害対策規則の制定について ----- 別紙 4
(平野理事 (財務・総務担当) 提案・説明)

消防法に基づく管理権原者, 防火管理者, 防災管理者, 自衛消防組織等の外, 本学における災害対策体制の充実を図るために必要な事項を定めるための広島大学災害対策規則の制定について提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり本日付けで制定し, 平成 25 年 4 月 1 日から施行することを承認した。

5. 学内共同教育研究施設等における教員人事について ----- 別紙5
(学長提案・説明)

自然科学研究支援開発センターにおける教員枠（助教1名）の今後の取扱いについて提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり平成25年4月1日から医歯薬保健学研究院へ教員枠を変更することを承認した。

6. 弾力的活用スペースの使用者選定について ----- 別紙6
(学長提案・平野理事（財務・総務担当）説明)

東広島キャンパスの弾力的活用スペースの使用に関して、プロジェクト研究チーム（4チーム）及び使用施設が極端に狭隘な既存組織（4組織）を使用者として選定することについて提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

以上（資料添付略）